

# 敦賀市文化協会後援に関する規定

## 目的

第1条 この規定は、敦賀市文化協会規約に基づき、敦賀市の地域文化の振興に資するための後援の基準および方法等を定めることを目的とする。

## 後援の方法

第2条 敦賀市文化協会が行う後援は、後援名義の使用による。予算の範囲内において財政的支援を併せて行うこともある。

## 後援の基準

第3条 後援名義の使用については、次の各項目の要件を満たさなければならない。

1. 事業主催者が下記のいずれかに該当しなければならない。
  - ア. 敦賀市文化協会加盟団体
  - イ. 官公庁
  - ウ. 地方公共団体
  - エ. 学校教育法による学校および学校の連合体
  - オ. 公益法人及びこれに準ずる団体
  - カ. 社会的に認められた報道機関、及び学術研究機関など
  - キ. 上記以外の団体で第3項の事業内容について承認基準に該当する場合
2. 政治団体、宗教団体、反社会的団体、非社会的団体については後援名義の使用を認めない。
3. 事業内容が次の各要件を満たさなければならない。
  - ア. 事業内容があきらかに文化・芸術、または教育、学術の普及向上に寄与し公益性を有するものであること
  - イ. 事業規模が一定規模を有すること、極めて小さいものは原則として承認しない
  - ウ. 反社会的内容や非社会的内容を有しないこと
  - エ. 開催場所が、公衆衛生、災害防止について十分な施設であり、その措置が構ぜられていること
  - オ. 入場料、出品料、参加料等の名目で主催者が徴収する経費が、社会人を対象とする場合や高校生以下を対象とする場合について適正に勘案されていること
  - カ. 過去に名義の使用を承認したもので、承認の条件を履行しなかったものについては新たな承認をしないことがある

## 後援期間

第4条 後援期間は承認後、所定の期間内とする。

## 財政的支援

第5条 財政的支援を行う事業については、次の各要件を満たさなければならない。

1. 敦賀市文化協会加盟団体であること
2. 第3条第3項の要件を満たすこと
3. 財政支援は年1回とする
4. 会場は敦賀市内の公共施設であること

## 申請手続き

第6条 後援の申請に当たっては、所定の用紙に必要事項を記入し、敦賀市文化協会会長に提出して承認を受けなければならない。なお、財政的支援を受けようとする事業については当該事業の予算書を添付しなければならない。

## 事業報告

第7条 事業終了後すみやかにその報告をしなければならない。なお、財政的支援を行った事業については決算書を添付しなければならない。

## その他

### 附 則

この規定は平成24年4月1日より施行する。

この規定は平成30年4月1日より施行する。